

「香川県医療施設生産性向上・職場環境整備等支援事業」 申請手続の流れ

給付対象事業が完了している場合と、完了していない場合で手続が異なりますので、下記1または2をご確認のうえ、申請手続を行ってください。なお、事業が完了となる場合は以下のとおりです。

<事業が完了となる場合>

① ICT機器等の導入

購入した機器やサービスの納品が完了し、業務効率化が図られた。

② タスクシフト／シェアによる業務効率化

新たな職員が実際に配置された等により、業務効率化が図られた。

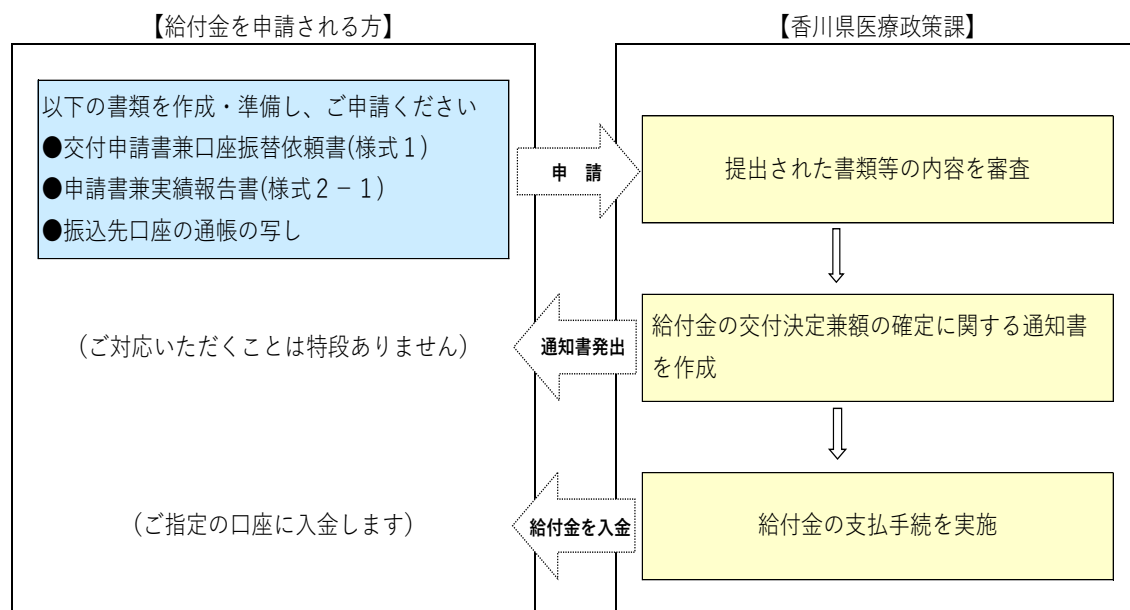
③ 給付金を活用した更なる賃上げ

賃上げ相当分が実際に職員に支給されたことで、処遇改善が図られた。

※②、③は申請までに、給付金相当分の給与の支給が完了している必要があります。

1. 給付対象事業が完了している場合の手続き

申請時点で事業が完了している方は、以下の手続きでご申請ください。（申請受付期間内に事業完了となる予定の方も、完了後に以下の手続きでご申請いただいて差し支えありません。）

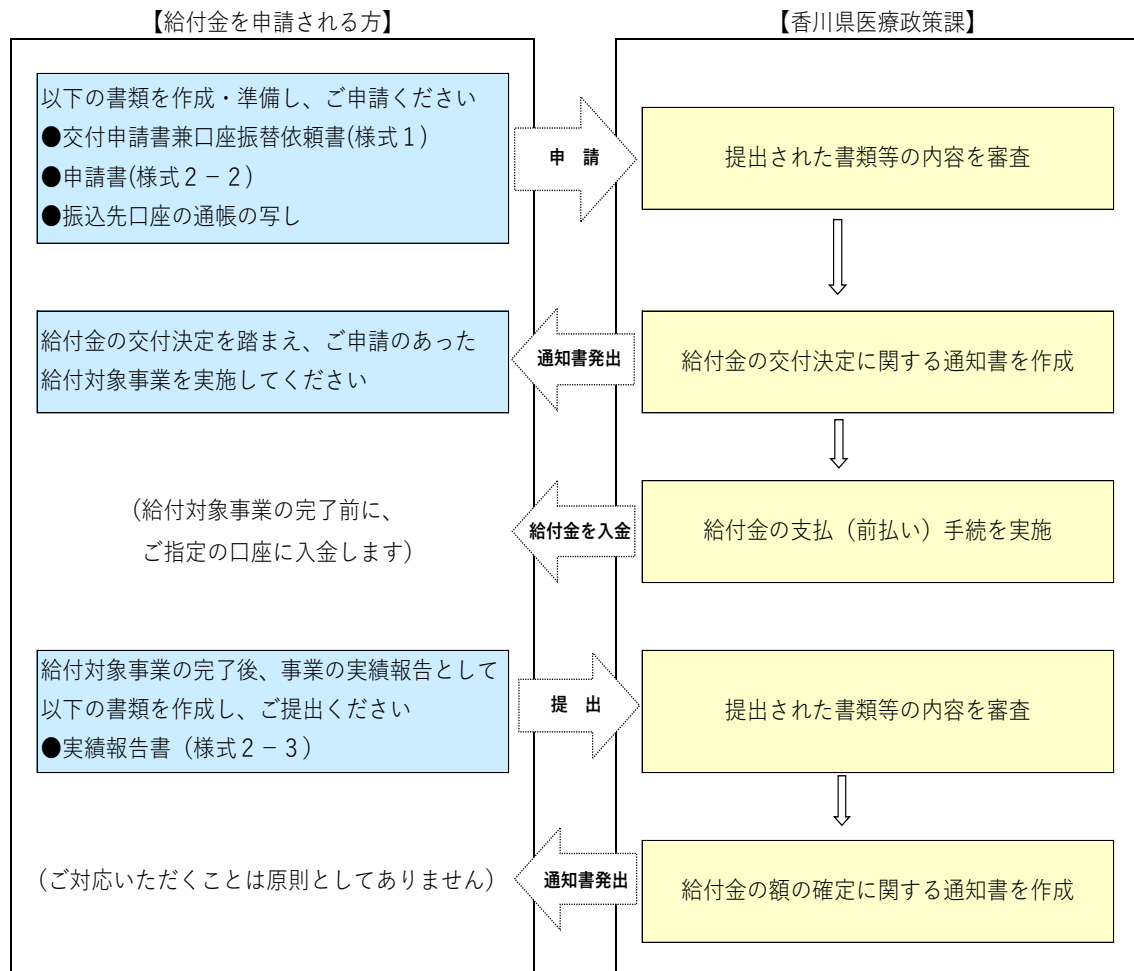


給付対象事業が完了していない場合の手続きは、次頁をご確認ください。

2. 給付対象事業が完了していない場合の手続き

申請受付期間内に事業完了とならない場合は、以下の手続きでご申請ください。

また、「給付対象期間である令和8年3月分までのランニングコスト（例えば、リース契約の月額利用料等）にかかる申請」を行う場合など、給付対象事業の実施期間が、申請受付期間を超過する場合についても、こちらの手続きでご申請ください。



以 上